

高等学校
教授用資料

高等学校 芸術科音楽への期待

～新学習指導要領のポイント



教育芸術社

はしがき

本冊子は、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領の改訂内容と、高等学校の芸術科音楽における今日的な課題と展望について、大熊信彦先生と北山敦康先生に書き下ろしていただいたものです。QRコード、URLへのリンクによって詳細な情報にアクセスすることができますので、ぜひご活用ください。

CONTENTS

- 1 | いま、音楽を通じて
高校生に身に付けてほしいこと ③
- 2 | 新しい学習指導要領について ④
- 3 | 指導計画作成へのアドバイス ⑥
- 4 | 高等学校 芸術科音楽への
期待を込めて ⑦

大熊信彦（おおくま・のぶひこ）

東邦音楽大学特任准教授。国立音楽大学、東京藝術大学非常勤講師。

1982年に群馬大学教育学部を卒業し、群馬県立高等学校教諭、群馬県教育委員会指導主事、国立教育政策研究所教育課程調査官／文部科学省教科調査官（併任）、群馬県総合教育センター研究・研修主監、同副所長、群馬県立高等学校校長を経て現職。

文部科学省において中学校学習指導要領（音楽）及び高等学校学習指導要領（芸術（音楽）、音楽）の第8次改訂を担当する。高等学校学習指導要領（第7次改訂）解説作成協力者、学習指導要領（第8次改訂）実施状況調査結果分析委員会委員、中学校学習指導要領等の改善に係る検討に必要な専門的作業等（第9次改訂）協力者などを務める。

【本冊子での執筆：2-1、3、4-2】

北山敦康（きたやま・あつやす）

静岡大学名誉教授、東邦音楽大学非常勤講師。

1975年に国立音楽大学器楽学科サクソフーン専攻を卒業し、1977年に同大学院修士課程音楽研究科を修了。卒業後は東京都内の中・高等学校で非常勤講師として勤務したのち、1982年より静岡大学教育学部に勤務。米国インディアナ大学音楽学部客員研究員（1988-1989）、静岡大学教育学部附属島田中学校校長（2008-2011）、同大学教育学部附属学校園統括長（2013-2017）、同大学教職センター長（2015-2017）を兼務。文部科学省にて学習指導要領等の改善に係る検討に必要な専門的作業協力者（2007-2010、2016-2018）などの各種委員を務め、2018年3月に静岡大学を定年退職。

【本冊子での執筆：1、2-2.3、4-1】

1

いま、音楽を通じて 高校生に身に付けてほしいこと

1 何を学ぶか

新学習指導要領は、育成を目指す資質・能力の「三つの柱」によって音楽を学ぶことの本質的な意義をより明確化し、高等学校の芸術科（音楽）が義務教育の延長線上にあることを具体的に示すものとなっています。子供たちがこれからの急激な社会環境の変化に対応して豊かな人生を送っていきけるよう、各校種にわたる一貫した方針のもとで「音楽的な見方・考え方」を働かせて音楽や音楽文化と幅広く関わる資質・能力を培うことが、これまで以上に期待されているといってもよいでしょう。

音楽は時間的・運動的な論理性と感覚的・感情的な抽象性をもっていることから、音楽教育には知性と感性の融合という特性があります。基礎・基本を押さえた客観的な視野から音楽の共通性や固有性を発見し、自己のイメージを軸に新たな価値を創造するという音楽の学びの多様性は、生徒一人一人のこれからの生涯を豊かで潤いのあるものにするだけでなく、予測困難な未来における持続可能な社会の担い手として、自然科学や社会科学の新境地を拓く人材の育成にもつながることを示唆しています。

2 どのように学ぶか

そのため、新学習指導要領では「どのように学ぶか」ということが重要な課題となっています。育成を目指すのは、学んだ知識や技能を相互作用的に活用する能力であり、単純な二者択一ではない「深い学び」の実現です。芸術に必要な能力は「連想する力」であるといっても過言ではありません。音楽では、経験や学習によって獲得したイメージをつなぎ、古い知識と新しい知識を組み合わせることで意味を想像することによって、新たな価値を創造する思考力が働きます。言い方を変えれば、創造力とは「関連付けて組み合わせる力」であるともいえます。

音楽の学習においては、知覚・感受した音楽の「表情」を自己のイメージと関連付けて表現を工夫したり、そのイメージについて音や言葉で人に伝えたりすることが大切です。そのためには、音楽の諸要素の働きやそれを表す音楽用語等に関する知識が必要になるとともに、それを伝えるための技能や自分の心の動きを表現する言語的な豊かさも必要になってきます。「関連付けて組み合わせる力」は、そうした「人と音楽との関係」において働くだけでなく、多様な音楽の「文化的・歴史的背景」との関わりについて理解する上でも不可欠なものであると考えられます。

3 身に付けてほしいこと

いま、高校生に身に付けてほしいのは、目の前にある現象を「観察する力」とこれから起こる問題を「予測する力」、そしてその解決のために学習や経験を「操作する力」です。予測困難な未来を切り拓くための「生きて働く知識・技能」は、音楽をどのように学ぶかということと深く関わっています。芸術科（音楽）の学習において、楽譜や音の鳴り響きを「観察する力」は記号や言語に関する「基礎力」、音楽の文脈からその続きを「予測する力」は知識を関連付ける「思考力」、それを人に伝えるために音や言葉を「操作する力」は自分や社会をよりよいものにする「実践力」です。そして、これらは新学習指導要領の根本となっている「21世紀型能力」※と完全に一致しているのです。

※



※ <https://www.kyogei.co.jp/pdf/hs/21stcenturyskills.pdf>

2 | 新しい学習指導要領について

1 3つのポイント

①育成を目指す資質・能力の「三つの柱」と音楽教育

新しい高等学校学習指導要領（平成30年3月）の第一の注目ポイントは、全ての教科等において育成を目指す資質・能力が、次の「三つの柱」で整理されたことです。これらは、学習の過程を通して相互に関係し合いながら育成されるものです。

- ・（生きて働く）「知識及び技能」が習得されること。
- ・（未知の状況にも対応できる）「思考力、判断力、表現力等」を育成すること。
- ・（学びを人生や社会に生かそうとする）「学びに向かう力、人間性等」を涵養すること。

リンクA



リンクA https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/12/27/1380902_1.pdf

リンクB



リンクB https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf

音楽教育は、質的な豊かさを伴った個人を育み、同時に、音楽文化の多様性を理解し尊重するなど社会の成長にも大きく貢献します。予測困難といわれる次代を見据え、生徒が自らの人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるため、上の「三つの柱」を実現する芸術科（音楽）の授業を展開しましょう。新学習指導要領の目標、内容を理解することがその第一歩であり、授業を改善する手掛かりになります。

リンクC



リンクC https://www.mext.go.jp/content/1407073_08_2.pdf

②〔共通事項〕の新設

第二の注目ポイントは、芸術科（音楽）に〔共通事項〕が新設されたことです。

事項アは、音楽を形づくっている要素を知覚・感受し、「知覚したこと」と「感受したこと」の関わりを考える学びです。要素とは、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などを指し、日本や世界の多種多様な音楽を捉える窓口となるものです。

音は、響いている瞬間にのみ実在します。実在しているときに音や音楽の特徴を知覚し、醸し出される雰囲気などを感じなければ「自分と音楽の関係」は成立しません。歌唱、器楽、創作、鑑賞のいずれの活動も〔共通事項〕を支えにし、「感受した音楽の質感の言語化を試みる」「その理由を音楽的な特徴に探し求める」などして「生徒と音楽の関係」を深め、主体的・創造的な学びをつくりだしましょう。

③各学校の教育課程の編成

第三の注目ポイントは、各学校において新しい教育課程を編成するということです。

新学習指導要領は令和4年度入学者から本格実施されます。学校はその前に教育課程を編成しなければなりません。例えば、新設された共通必修科目「地理総合」「歴史総合」「公共」、また、芸術、家庭、情報に関する各科目などを、どの学年で、どのように履修させるかを検討することは教育課程編成の鍵の一つです。

リンクD



リンクD https://www.mext.go.jp/content/20200716-mxt_kyoiku02-100002620_1.pdf

音楽を学びたい生徒が「音楽Ⅰ」を確実に履修できることはもとより、興味・関心等に応じて「音楽Ⅱ」「音楽Ⅲ」等も選択履修できるようにすることが重要です。音楽教育に携わる人はもちろん、様々な立場の人が音楽教育の意義を理解し、音楽に関する科目が学校の教育課程にしっかりと位置付くようにしましょう。

2 芸術科(音楽)の目標と内容にみる改訂のポイント

新学習指導要領は、これまでの学校教育の成果や蓄積を踏まえて、生徒がこれからの未来社会でより豊かに生きるための資質・能力の育成を「三つの柱」にまとめ、各科目の目標に沿った「見方・考え方」を明確にして学習内容を再整理しています。芸術科(音楽)における「音楽的な見方・考え方」とは、生徒が音や音楽を通して自分の内面と向き合うことで感性や知性を磨き、音や音楽と体験的に関わることで物事に新たな意味や価値を見いだすことであるといつてよいでしょう。

音楽Ⅰの目標では、資質・能力の育成を目指す「3つの柱」に沿って、(1)「知識及び技能」の指針として「曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにすること」、(2)「思考力、判断力、表現力等」の育成のために「自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くことができるようにすること」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の涵養を目指して「主体的・協働的に音楽の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情をはぐくむとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う」ことを掲げています。

学習の内容は、事項としてア「思考力、判断力、表現力等」イ「知識」ウ「技能」の3つ(鑑賞領域はア、イのみ)に分かれており、ここにも「音楽的な見方・考え方」が反映されています。例えば、表現領域の歌唱と器楽の分野では、「ア」において「自己のイメージ」をもつことの重要性が強調され、「イ」においてその自己認識のもとで音楽や音楽文化などとの関わりについて理解し、「ウ」においてそうして身に付けた技能を生かした「創意工夫」や「他者との調和」によってどのように音楽や社会と関わるのかという構成になっており、そこに今回の改訂の趣旨をみることができます。

3 音楽Ⅰの「内容の取扱い」について

芸術科(音楽)は、義務教育9年間の集大成として位置付けられています。そのため、音楽Ⅰでは表現領域と鑑賞領域が相互的な関連性をもって取り扱われ、その発展した学びが音楽Ⅱと音楽Ⅲでさらに深まることが意図されています。これまで小学校と中学校の音楽科に設定されていた〔共通事項〕が芸術科(音楽)に新設されたのは、そうした学びの一貫性が重要視されていることの証でもあります。したがって、高等学校においても、小学校と中学校の学習指導要領の目標と内容を把握した上で計画的な授業設計をしていただくとよいのではないかと思います。

音楽Ⅰの「内容の取扱い」には、中学校音楽科の延長線上として「視唱と視奏及び読譜と記譜の指導」や「我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽」を幅広く扱うことが求められています。このことは、義務教育9年間の集大成である芸術科(音楽)における質の高い言語活動を支える音楽的語彙の基盤を形づくり、音や音楽に対する自分の考えを「根拠をもって批評する活動」を通して、自分を取り巻く社会環境や芸術文化に対する理解を深めることにつながるのではないのでしょうか。

3 | 指導計画作成へのアドバイス

1 このような実践になっていませんか？

音楽教育は長年の努力によってたくさんの成果をあげてきました。しかしその一方で、授業が次のような実践にとどまっていることはないでしょうか。

- ・生徒にとって、授業で得られた音楽に関する知識・技能が、その授業の教材とは違う音楽を表現したり鑑賞したりすることには生きて働かない。
- ・授業の中で思考・判断・表現した経験が、新たな課題に出会ったときなど未知の状況には応用されない。
- ・授業での学びが、生徒のその後の人生や社会に生かされていない。

もし、上の波線部のような課題があったとしたら、それを肯定形に変えていく、すなわち、生きて働く、未知の状況にも対応できる、学びを人生や社会に生かそうとする授業へと改善していきましょう。

2 これからの指導計画

新学習指導要領は「指導計画」が作成しやすくなりました。それは資質・能力ごとに目標や内容が示されたからです。例えば、「音楽Ⅰ」において歌唱の「題材の指導計画」（通常は数時間の学習活動のまとめ）を作るポイントは次の3つです。 [リンク E](https://www.kyogei.co.jp/pdf/hs/shidoukeikaku_e.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/hs/shidoukeikaku_e.pdf

- ・歌唱の事項ア、イ、ウと〔共通事項〕のア、イを必ず指導する計画にします。
- ・(ア)、(イ)、(ウ)はそれぞれ1つ以上を指導します。題材に合った内容を選びましょう。
- ・学習の過程ではア、イ、ウを相互に関わらせ、相乗的に学びが深まるようにします。

そして、ア「思考力、判断力、表現力等」の育成、イ「知識」、ウ「技能」の習得を目指す中で、それら全体を通して「学びに向かう力、人間性等」の涵養の実現も目指します。

他の領域や分野も考え方は同じです（鑑賞は「技能」に関する内容がありません）。また、〔共通事項〕を要にして複数の領域や分野を関連付けた題材を設定することも効果的です。

[リンク F](https://www.kyogei.co.jp/pdf/hs/shidoukeikaku_f.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/hs/shidoukeikaku_f.pdf

3 これからの学習評価

新学習指導要領では「学習評価」も進めやすくなりました。やはり資質・能力ごとに目標や内容が示されたからです。令和4年度入学者から観点別学習状況の評価が「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点となり、「高等学校生徒指導要録」に観点ごとの評価結果も記入することとなります。 [リンク G](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/nc/_icsFiles/afieldfile/2019/04/09/1415206_3_1.pdf) https://www.mext.go.jp/component/b_menu/nc/_icsFiles/afieldfile/2019/04/09/1415206_3_1.pdf

そこで大切なことは、「題材の指導計画」を作るとき、各観点の趣旨を踏まえた「題材の評価規準」を設定して、どのような場面で、どのような評価方法（観察、ワークシート、演奏、作品など）を通じて生徒の学習状況の評価するのかについて事前に計画することです。

こうした「指導と評価の一体化」を進めることが、授業の質の向上、信頼される評価、さらには、教育課程のPDCAサイクルの確立につながります。 [リンク H](https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-02.pdf) https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-02.pdf

4 高等学校 芸術科音楽への期待を込めて

1 ポストコロナ社会の学習指導とICTの活用

新型コロナウイルス感染拡大防止のために始まった新しい生活様式は、およそ1年が経った今でも学習計画の停滞や学校行事の中止といった形で学校生活に大きな影響を及ぼしています。この間にも、私たちは遠隔授業や対面授業で「今できることは何か」を考えることで様々な工夫をしてきました。そして、それはあらためて教科の本質について考えるきっかけとなったばかりでなく、授業再開後も生徒たちの主体的な学習の習慣へとつながっていきました。このコロナ禍をきっかけとした授業改善の動きは、文部科学省が打ち出した「GIGAスクール構想」とあいまって、1人1台端末時代の学習環境の構築に拍車をかけています。

学校や家庭の通信環境が整備されることで、反転学習による主体的・協働的なアクティブ・ラーニングが進み、様々な感覚を結び付けて理解を深める多感覚教育の可能性がこれまで以上に広がっています。これまでも鑑賞領域において、動画配信サイトを利用して多様な音楽文化に触れたり、教育研究機関などが作成した情報サイトを利用したりということが行われてきましたが、1人1台端末の普及に伴って、これからは表現領域においても、スペクトログラムによる音声の視覚化や音楽データの多様な記録方法による創作の試行錯誤、ルーバーを使った即興演奏や個々に記録した演奏の多重録画編集などの活用が、新たな音楽学習の可能性を広げていくのではないのでしょうか。

2 これからの学習に向けて／若い先生方へのメッセージ

成長の仕方は、成長し続ける人からしか学べない、といわれます。教員自らが「学び続ける存在」であることが、生徒たちにとって最良の教育環境なのです。

音楽教育に携わる先生方、特に若い先生方には、

- ・学校教育について、教職に関する様々な知識や技能の絶えざる刷新に努めること。
- ・音楽そのもの（演奏、作曲など）について、ご自身の得意な種目を磨き続けていくこと。

をお願いしたいと考えます。

なぜならば、この両者が交わるところに、音楽教育に携わる教員としての「専門性」を見いだすことができるからです。その専門性を高め、実践に生かす結果が、生徒のこれからの人生と社会を豊かなものにする「魅力ある音楽の授業」となって現れるのです。

今後、人工知能（AI）が飛躍的に進化し、生活様式も変化していくことでしょう。しかし、その目的のよさ・正しさ・美しさを判断するのは、豊かな感性と想像力をもった人間です。そうした人づくりにも、音楽教育が重要な役割を果たすと確信しています。

本冊子が先生方の「教職に関する様々な知識や技能の絶えざる刷新」の一助になれば幸いです。

本社 〒171-0051 東京都豊島区长崎1-12-14
TEL:03-3957-1175 FAX:03-3957-1174(代表)

中部支社 〒460-0024 名古屋市中区正木4-8-7 れんが橋ビル8F
TEL:052-678-3151 FAX:052-678-3153

関西支社 〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-14-17-601
TEL:06-6943-7245 FAX:06-6920-2170

西部支社 〒751-0808 下関市一の宮本町2-7-14
TEL:083-256-4747 FAX:083-256-1010

2021年1月発行 49102
